

Q4-3 職業紹介事業の許可を取得している場合にも特定募集情報等提供事業の届出が必要か。

A4-3 ○職業紹介事業の許可を取得している場合であっても、特定募集情報等提供事業を行う場合は、特定募集情報等提供事業の届出をしなければなりません。

○ただし、受理した紹介求人をサイト等に掲載することで、求職の申込みを勧奨するなど、職業紹介事業の一環として情報を提供している場合であって、求職者が求人者に対して直接連絡をとることができないとき又は直接連絡をとることができるようにしているものではないときには、特定募集情報等提供事業を行っているものではなく、特定募集情報等提供事業の届出をする必要はありません（Q1-4参照）。

参照

Q1-4 職業紹介事業者が、サイト等に紹介求人を掲載している場合、募集情報等提供に該当するのか。

A1-4 ○職業紹介事業者が、単に紹介求人をサイト等に掲載するのみであれば、当該行為は職業紹介事業の一環にすぎず、募集情報等提供には該当しません。

○一方で、当該サイト等を利用すれば（職業紹介に加え）労働者を募集する者と直接連絡をとることができるようにしているなど、別途募集情報等提供を業として行っていると認められる場合には、（職業紹介事業に加え）募集情報等提供事業を行う者に該当し、募集情報等提供事業者としての義務の遵守が必要になります。